

事 務 連 絡
令和6年1月17日

公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本パラスポーツ協会
各 スポーツ 関 係 団 体

御中

スポーツ庁

スポーツ庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（周知）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされてきましたが、改正法により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることとなります。

このたび、法第11条1項の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）の一部を改正し、令和6年4月1日から施行することとしました。

改正法や対応指針の一部改正の内容について、文部科学省においては、別添（5文科初第1788号令和6年1月16日付各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学省総合教育政策局長等通知）のとおり本指針に関する概要及び留意事項をまとめ、関係機関に周知しているところです。スポーツ庁所管事業分野の事業者についても本指針の対象となることから、貴団体におかれては、別添通知、別紙1及び別紙2のうちスポーツ・文化芸術分野の記載を参照の上、法に適切に対応いただくとともに、各統括団体（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会をいう。）団体におかれては、統括する関係団体に対して、法に適切に対応できるよう、本件について周知をお願いします。

なお、スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領については、以下リンクに掲載する予定ですので、法に適切に対応いただくに当たって、別添と合わせて参考にしてください。

○スポーツ庁職員による障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
掲載 Web ページ（スポーツ庁 HP）

<https://www.mext.go.jp/sports/sabetukaisho/index.htm>

【本件連絡先】

スポーツ庁 健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

電 話 : 03-5253-4111 (内線) 3490

E-mail : kensport@mext. go. jp

F A X : 03-6734-3792